

令和6年度岡山県少子化対策重点推進交付金交付要綱

(通則)

第1条 令和6年度岡山県少子化対策重点推進交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）、こども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令第41号）及び岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「県規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 交付金は、市町村が、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のために行う取組のうち、結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組について、これまでの地方自治体の取組から発掘された優良事例の横展開を支援するとともに、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、市町村が新規に婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援する施策の実施を推進し、もって、地域における少子化対策の推進に資することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 知事は、市町村が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費（以下「総事業費」という。）のうち、交付金の交付の対象として知事が認める経費について、予算の範囲内で交付金を交付する。

(1) 地域少子化対策重点推進事業

令和6年4月1日付けこども家庭庁長官通知の「地域少子化対策重点推進交付金交付要綱」の別紙「地域少子化対策重点推進交付金実施要領」（以下「実施要領」という。）の別記1により市町村が行う事業（以下「別記1の市町村事業」という。）

(2) 結婚新生活支援事業

実施要領の別記2により市町村が行う事業（以下「別記2の市町村事業」という。）

2 補助対象経費の区分、基準額、対象経費及び補助率は別添表1及び表2のとおりとする。

3 この交付金の額は、次により算出した額を合算した額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

(1) 第1項の(1)に掲げる別記1の市町村事業に対する交付金の額は、別添表1の第1欄に定める市町村事業区分で、第2欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄の補助率を乗じて得た額を合計した額と、第1欄に定める基準額とを比較して少ない方の額とする。

- (2) 第1項の(2)に掲げる別記2の市町村事業に対する交付金は、別添表2の第1欄に定める基準額と、第2欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄の補助率を乗じて得た額を比較して少ない方の額とする。

(申請手続)

第4条 市町村長は、交付金の交付を受けようとするときは、別紙様式第1による交付申請書を、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の補助事業の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、別紙様式第2による交付金交付決定通知書を市町村長に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 市町村長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に別紙様式第3による交付申請取下げ書を知事に提出しなければならない。

(契約等)

第7条 市町村長は、別記1の市町村事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、知事に届けなければならない。

- 2 市町村長は、別記1の市町村事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(変更申請手続)

第8条 市町村長は、交付決定後に申請の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合は、あらかじめ別紙様式第4による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 市町村長は、補助事業を中止又は廃止する場合は、別紙様式第5による中止(廃止)承認書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出を受け、中止又は廃止を承認した場合には、その旨を市町村長に通知するものとする。

(事業遅延の届出)

第10条 市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、別紙様式第6による事業遅延報告書により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 市町村長は、補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかに別紙様式第7による事業状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 市町村の長は、補助事業を完了したときは、別紙様式第8による事業実績報告書を、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第13条 知事は、前条の提出を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容(第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、別紙様式第9による額の確定通知書により市町村長に通知する。

2 知事は、市町村長に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第14条 市町村長は、前条の規定に基づく交付対象事業等に係る交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第10により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の返還については、前条第3項の規定を準用する。

(交付金の支払)

第15条 交付金は、第13条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なであると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、別紙様式第11による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第16条 知事は、第9条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 市町村長が、法令、県規則又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 市町村長が、交付金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 市町村長が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の規定による取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第17条 市町村長は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第18条 取得財産等のうち適正化令第13条第4号の規定により、こども家庭庁長官が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付金交付の目的及び

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、こども家庭庁長官が定める期間とする。

3 市町村長は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別紙様式第 12 による財産処分承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

4 前条第 2 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（交付金の経理）

第 19 条 市町村長は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の用途を明らかにしておかなければならない。

2 市町村長は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（交付金調書）

第 20 条 市町村長は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別紙様式第 13 による調書を作成しておかなければならない。

（間接補助に対して付すべき条件）

第 21 条 市町村長は、他の団体に交付金を交付するときは、第 7 条から第 20 条まで（第 13 条及び第 15 条を除く。）の規定に準ずる条件を付さなければならない。

附 則

この要綱は、令和 6 年度に実施する補助事業から適用する。

(別添表 1)

○地域少子化対策重点推進事業 (令和 6 年度当初予算)

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
政令指定都市・中核市 1 市につき、20,000 千円	地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	2 / 3 (注 1)
上記以外の市町村 1 市町村につき、10,000 千円		1 / 2 (注 2)

注 1 : 実施要領別記 1 第 2 の 1 (1) に該当するもの

注 2 : 実施要領別記 1 第 2 の 3 (1) に該当するもの

○地域少子化対策重点推進事業 (令和 5 年度補正予算)

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
政令指定都市・中核市 1 市につき、45,000 千円	地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	3 / 4 (注 1)
上記以外の市町村 1 市町村につき、22,500 千円		2 / 3 (注 2)
		1 / 2 (注 3)

注 1 : 実施要領別記 1 第 2 の 1 (2) に該当するもの

注 2 : 実施要領別記 1 第 2 の 1 (1) 及び 3 (2) に該当するもの

注 3 : 実施要領別記 1 第 2 の 3 (1) に該当するもの

(別添表2)

○結婚新生活支援事業（都道府県主導型市町村連携コース）

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
(1) 夫婦共に婚姻日における 年齢が29歳以下の世帯 (一世帯当たり) 400千円 (2) 上記(1)以外の世帯 (一世帯当たり) 200千円 (3) 実施要領別記2に定める 対象となる世帯イに対す る補助額 (1)～(3)の合計額	結婚新生活支援事業の実施に必要な扶助費、補助金及び交付金	2 / 3

○結婚新生活支援事業（一般コース）

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
(1) 夫婦共に婚姻日における 年齢が29歳以下の世帯 (一世帯当たり) 300千円 (2) 上記(1)以外の世帯 (一世帯当たり) 150千円 (3) 実施要領別記2に定める 対象となる世帯イに対す る補助額 (1)～(3)の合計額	結婚新生活支援事業の実施に必要な扶助費、補助金及び交付金	1 / 2